

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 8 章 損益計算書の様式

8-2 損益計算書の区分

8-2-4 経常損益計算区分 (承前)

財務活動から生じる収益および費用は、病院の経営に限って生じる収益および費用に特有な項目ではなく、一般企業でも生じる項目である。たとえば、病院運営のために支給される補助金や負担金である運営費補助金収益、あるいは病院内で提供される食事のうち、患者ではなく従業員等に支給される食事に関して生じる収益および費用は、患者外給食収益あるいは患者外給食用材料費として処理される。

医業損益項目によって計算された医業利益に、医業外収益と医業外費用を加減して計算される利益を経常利益といい、毎期、病院の経常的かつ循環的に生じる活動から得た利益を表している。

【病院会計準則】

第 4 章 損益計算書原則

第 37 経常利益

経常利益は、医業利益に医業外収益を加え、これから医業外費用を控除して表示する。

8-2-5 純損益計算区分

毎期、経常的に生じる活動以外であっても、企業の純資産の増減に影響を与えるものがいくつかある。そのような項目を、臨時損益項目といい、収益ならば臨時収益、費用・損失ならば臨時費用に分類されることになる。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第 4 章 損益計算書原則

第 38 純損益計算は、固定資産売却益等の臨時収益と、固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失等の臨時費用とに区分して表示する。

臨時損益項目の代表的なものとしては、不用となった固定資産の売却・除却に関する損益があげられる。建物、土地、車両等の一般的な固定資産の売却・除却はもちろんのこと、医業サービスを提供するためには、特殊な医療器具なども多く所有する必要がある。

< 続く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

データヘルス改革 推進強化！

「健康・医療・介護情報活用検討会」と「医療等情報活用ワーキンググループ」「健診等情報活用ワーキンググループ」との合同会合が開催され、2025年度に向けて、自身の保健医療情報を閲覧できる仕組み (PHR) の整備、医療・介護分野での情報利活用の推進 (EHR も含めて)、ゲノム医療の推進、基盤整備を計画的かつ総合的に進めていきます。さらに「医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ」を設置し、全国各地で稼働している医療情報ネットワーク基盤の実態を調査分析し、「全国的な医療情報ネットワークの基盤整備」につなげていく方針も了承しました。

◆自身の医療情報を閲覧できる仕組みの整備

Table with columns for years (2020-2025) and rows for medical information categories (レセプト, 電子カルテ, etc.) showing implementation progress.

(出典：データヘルス改革に関する工程表について (厚生労働省))

患者自身が自分の医療情報を閲覧できるようにするだけでなく、全国の医療機関等で、患者同意の下に患者の診療情報等を閲覧可能とする仕組み、電子カルテ情報等の標準化、介護事業所間での介護情報の共有、医療・介護情報の共有を可能とするための情報標準化、科学的介護の推進、公衆衛生と地域医療の有機的連携体制の構築などの項目も含まれます。

全国どこでも自身のカルテが閲覧できるようになるため、医療機関側、患者側の双方にメリットはありますが、診療情報というセンシティブな情報内容でもあるので、漏えいやハッキングなどが無いように、慎重に進めてもらいたいです。